

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター就業規程（平成21年10月1日制定。以下「就業規程」という。）第62条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）の常勤職員（就業規程第21条の規定に基づき再雇用される職員及び臨時補助員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給及び支払い)

第2条 退職手当は、職員が退職（解雇を含む。以下同じ。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、その全額を通貨で直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払う。ただし、その者の同意を得た場合には、その者が希望する金融機関等の口座に振り込む方法により支払うことができる。

3 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給要件)

第3条 退職手当は、満2年を超えて勤務した職員（医療職基本給表（1）の適用を受ける場合にあっては、職員）が次の各号のいずれかに該当する事由により退職したときに支給する。

(1) 定年により退職したとき。

(2) 在職中に死亡したとき。

(3) 通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項又は第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）又は業務上の傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気をいう。以下同じ。）により休職にされた職員が、その引き続く休職の期間が3年を満了してもなお休職の事由が消滅しないため退職したとき。

(4) 法人から退職を勧奨され、承諾したとき。

(5) 前号に掲げるもののほか、法人の都合により退職したとき。

(6) 通勤又は業務上の傷病以外の傷病により休職にされた職員が、その引き続く休職の期間が3年を満了してもなお休職の事由が消滅しないため退職したとき。

(7) 自己の都合により退職したとき。

2 この規程において、「法人都合退職」とは、前項第1号から第5号までに規定する退職をいい、「自己都合退職」とは、同項第6号及び第7号に規定する退職をいう。

(退職手当の額)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条の規定により計算した退職手当の基本額に第6条に規定する退職手当の支給率を乗じて得た額に、第7条に規定する特別功労金の額を加えて得た額とする。

(退職手当の基本額)

第5条 退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の持ち点に1点当たりの単価を乗じて得た額とする。

2 前項の1点当たりの単価は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 正規の職員（地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員就業規程（平成21年10月1日制定）第2条第1項に規定する正規の職員をいう。以下同じ。） 10,000円

(2) 常勤嘱託職員（地方独立行政法人桑名市総合医療センター嘱託職員取扱規程（平成21年10月1日制定）第2条第1号に規定する常勤嘱託職員をいう。以下同じ。） 7,000円

(退職手当の支給率)

第6条 退職した者に対する退職手当の支給率は、次の各号に掲げる退職事由の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法人都合退職 100分の100
- (2) 自己都合退職 退職した者の勤続期間に応じ、別表第1に定める率
(特別功労金)

第7条 理事長は、在職中特に功労があったと認められる職員に対して、特別功労金を支給することができる。

- 2 特別功労金の額は、理事長がその都度その功労の程度を勘案して定める。
(持ち点の付与)

第8条 第5条に規定する持ち点は、法人が毎年3月31日(以下「基準日」という。)に当該年度分を職員に付与し、各年度分の持ち点を合計したものとする。

- 2 正規の職員の持ち点の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は、当該各号に定める別表第2から別表第5までのとおりとする。

- (1) 勤続ポイント 別表第2
- (2) 職能ポイント 別表第3
- (3) 役職ポイント 別表第4
- (4) 評価ポイント 別表第5

- 3 常勤嘱託職員の持ち点の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤続ポイント 正規の職員の例による。
- (2) 職能ポイント 医師又は歯科医師である者にあつては正規の職員の例により、それ以外の者にあつては10点とする。

- 4 職員は、いつでもその時点における持ち点を法人に照会することができる。
(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 職員が退職した場合(第11条第1項に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 3 職員の休職月等については、理事長が特別に認めた場合を除き、前2項の規定により計算した在职期間から除算する。就業規程第59条に規定する育児休業及び同60条に規定する介護休業の期間についても、同様とする。

- 4 前3項の規定による在職期間のうち、その期間が1年未満の年度(1月未満の年度を除く。)のそれぞれの持ち点は、在職した月数を12で除して得た数に当該年度の全部に在職した場合に付与される点数を乗じて得た点数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた点数)とする。年度中途に職務の級の変更があつた場合についても、同様とする。

(地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第10条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))又はこれらに準ずる機関で理事長が別に定める機関(以下「地方独立行政法人等」という。))で、退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、地方独立行政法人等に使用される者(役員及び常時勤務に服すること要しない者を除く。以下「地方独立行政法人等職員」という。))が地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものを使用される者(以下「特定地方独立行政法人等職員」という。))となるため退職し、かつ、引き続き特定地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間を、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 特定地方独立行政法人等職員が、地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含

むものとする。

3 前2項の場合における特定地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の計算については、前条の規定を準用する。ただし、地方独立行政法人等を退職したことにより、退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、当該退職手当の算定の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定地方独立行政法人等職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定地方独立行政法人等職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

（退職手当の支給制限）

第11条 一般の退職手当は、就業規程第66条に規定する懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分を受けた者には、支給しない。

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第12条 職員の退職が、就業規程第22条の規定に該当する場合であって、就業規程第23条第1項の規定により解雇予告手当が支給されている場合は、その解雇予告手当は、その職員の退職手当に含まれるものとする。

（遺族の範囲及び順位）

第13条 第2条第1項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた家族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第14条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は後順位の遺族になるべき者を故意に死亡させた者

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第15条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第16条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の勤続期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項に規定する退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う

場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を法人の事務所の掲示場に掲示し、又はインターネットで公開することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示又は公開した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、理事長に対し、その理由となった事実認定や手続に不服がある場合には、当該一時差止処分を受けた日の翌日から起算して60日以内にその取消しを申し立てることができる。また、60日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の勤続期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者がその者の勤続期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(退職手当の返納)

第17条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が勤続期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当の額の全額を返納させることができる。

- 2 前項の規定により退職手当の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方独立行政法人法第59条第2項及び地方独立行政法人桑名市総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例（平成21年桑名市条例第32号）の規定により、平成21年10月1日に法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）の第9条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間の計算については、地方独立行政法人法第61条の規定により、その職員としての引き続いた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなす。
- 3 承継職員が退職した場合における、桑名市の職員となった日から平成21年9月30日までの在職期間に係る退職手当の額は、退職した日における桑名市職員退職手当支給条例（平成16年桑名市条例第50号）の規定を適用し、平成21年9月30日において退職したと仮定して算定した額とする。この場合において、当該算定における退職の事由は、当該職員が法人を退職した事由によるものとする。
- 4 平成21年10月1日における医療法人和心会の解散に伴い同年9月30日に同法人を退職した者で、引き続き法人の成立の日において職員となるものの第9条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間の計算については、附則第2項の規定を準用する。

- 5 平成24年3月31日における医療法人山本総合病院の解散に伴い同年3月31日に同法人を退職した者で、引き続き同年4月1日において職員となるものの第9条第1項に規定する職員として引き続きいた在職期間の計算については、附則第2項の規定を準用する。
- 6 附則第2項、第4項及び前項の場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「満2年を超えて勤務した職員」とあるのは「職員」とする。
(この規程の見直し)
- 7 この規程は、法人の業績に応じ、又は職員間の均衡上必要な措置を講ずるため、原則として施行の日から2年を経過するごとに、所要の見直しを行うことができる。
- 附 則 (平成22年3月29日制定)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成22年9月9日制定)
この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員退職手当規程は、平成22年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成24年3月28日制定)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成24年9月28日制定)
この規程は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成24年12月28日制定)
この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 附 則 (平成26年4月1日制定)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年4月1日制定)
この規程は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成30年4月11日制定)
この規程は、平成30年5月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

勤続期間	支給率
1年	0
2年	0
3年	100分の50
4年	100分の50
5年	100分の50
6年	100分の50
7年	100分の50
8年	100分の50
9年	100分の50
10年	100分の50
11年	100分の60
12年	100分の60
13年	100分の60
14年	100分の60
15年	100分の60

16年	100分の70
17年	100分の70
18年	100分の70
19年	100分の70
20年	100分の70
21年	100分の80
22年	100分の80
23年	100分の80
24年	100分の80
25年	100分の80
26年	100分の90
27年	100分の90
28年	100分の90
29年	100分の90
30年	100分の90

31年	100分の90
32年	100分の90
33年	100分の90
34年	100分の90
35年	100分の90
36年	100分の90
37年	100分の90
38年	100分の90
39年	100分の90
40年	100分の90
41年	100分の90
42年	100分の90
43年	100分の90
44年	100分の90
45年	100分の90

備考 医療職基本給表(1)の適用を受ける職員及び附則第2項及び第3項に定める職員については、勤続期間1年及び2年の支給率について勤続期間3年の支給率を適用する。

別表第2（第8条関係）

勤続期間	点数
1年	20
2年	20
3年	20
4年	20
5年	20
6年	20
7年	20
8年	20
9年	20
10年	20
11年	20
12年	20
13年	20
14年	20
15年	30

16年	30
17年	30
18年	30
19年	30
20年	30
21年	30
22年	30
23年	30
24年	30
25年	40
26年	40
27年	40
28年	40
29年	40
30年	40

31年	40
32年	40
33年	40
34年	40
35年	40
36年	0
37年	0
38年	0
39年	0
40年	0
41年	0
42年	0
43年	0
44年	0
45年	0

別表第3（第8条関係）

ア 医療職基本給表（1）職能ポイント表

勤続期間	点数				
1年	30	16年	40	31年	50
2年	30	17年	40	32年	50
3年	30	18年	40	33年	50
4年	30	19年	40	34年	50
5年	30	20年	40	35年	50
6年	30	21年	40	36年	50
7年	30	22年	40	37年	50
8年	30	23年	40	38年	50
9年	30	24年	40	39年	50
10年	30	25年	50	40年	50
11年	30	26年	50	41年	50
12年	30	27年	50	42年	50
13年	30	28年	50	43年	50
14年	30	29年	50	44年	50
15年	30	30年	50	45年	50

イ 医療職基本給表（2）及び医療職基本給表（3）職能ポイント表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	点数						
勤続期間1年につき	10	15	20	25	30	35	40

ウ 事務職基本給表職能ポイント表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	点数						
勤続期間1年につき	10	20	25	30	35	37	40

別表第4（第8条関係）

ア 医療職基本給表（1）役職ポイント表

役職名	点数
病院長	50
副病院長	40
部長	30
医長	20
一般	10

イ 医療職基本給表（2）役職ポイント表

役職名	目安となる等級	点数
統括部長	7級	40
薬剤部長又は統括技師長	6級	30
室長又は副薬剤部長	5級	20

副室長	4級	10
主任	3級	5

ウ 医療職基本給表（3） 役職ポイント表

役職名	目安となる等級	点数
副病院長又は看護部長	7級	40
副看護部長	6級	30
看護師長	5級	20
副看護師長	4級	10
主任	3級	5

エ 事務職基本給表役職ポイント表

役職名	目安となる等級	点数
管理部長	7級	40
副管理部長	6級	35
課長	5級	30
係長	4級	20
主任	3級	5

別表第5（第8条関係）

昇給した号俸数	点数
8号俸以上	4
7号俸	4
6号俸	2
5号俸	2
4号俸	0
3号俸	-2
2号俸	-2
1号俸	-4
0	-4

備考 この表において「昇給した号俸数」とは、基準日の直近の1月1日に昇給した号俸数をいう。